

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
子ども34	雇用保険受給終了	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない ・被保険者と申請対象者は同居している ・申請対象者は雇用保険受給終了後収入がない 	<p>●健康保険被扶養者認定申請書</p> <p>●世帯全員の住民票（本書）</p> <p>※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの</p> <p>※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出</p> <p>●雇用保険受給資格者証（本書）</p> <p>※受給終了前に手続する場合は、受給資格者証（両面写）を提出し、受給終了後に本書を提出</p> <p>●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込が確認できる書類（写）</p> <p>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票</p> <p>前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の見込収入が確認できる書類</p>